

平成30年第1回田野畑村議会定例会会議録（第3号）

招集年月日	平成30年 2月 7日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 平成30年 3月 9日			議長	工藤 求	
	閉会 平成30年 3月19日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	1	大森 一	出	6	中村 勝明	出
	2	畠山 拓雄	出	7	鈴木 隆昭	出
	3	上山 明美	出	8	中村 芳正	出
	4	菊地 大	出	9	佐々木 芳利	出
	5	上村 繁幸	出	10	工藤 求	出
会議録署名議員	2	畠山 拓雄		3	上山 明美	
職務のため議場に出席した者の氏名	事務局長	畠山 淳一	主査	前川 恵美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村 長	石原 弘		教 育 長	相模 貞一	
	副 村 長	熊谷 牧夫		教 育 次 長	佐々木 修	
	総務課 課長 会計管理課 長 税務会計課 長	早野 円				
	政策推進課 課長 復興対策課 長	佐藤 智佳				
	生活環境課 長	工藤 隆彦				
	保健福祉課 長	工藤 光幸				
	建設第一課 長 建設第二課 長 産業振興課 長	佐々木 卓男				
	総務課 主幹	平坂 聡		政策推進課 主任主査	佐々木 賢司	
	総務課 主幹	大森 泉		建設第一課 主任主査	早野 和彦	
	保健福祉課 主幹	大上 高広		建設第二課 主任主査	畠山 哲	
	産業振興課 主幹	渡辺 謙克		建設第一課 主任主査	角館 尚	
総務課 主任主査	菊地 正次					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年第1回田野畑村議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成30年 3月14日（水曜日） 午後 1時00分開議

開 議

- 日程第1 承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第9号））
- 日程第2 議案第1号 田野畑村と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の変更協議に関し議決を求めることについて
- 日程第3 議案第2号 ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 田野畑村障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 村道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第5号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備（送配水管及び集落排水管移設その3）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第6号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その1工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第8 議案第7号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その2工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第9 議案第8号 津波避難カメラシステム整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第10 議案第9号 島越漁港地区漁業集落道整備島越線（島の沢接続道路）新設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第10号 島越漁港地区漁業集落道整備島越線（A・B避難路）新設舗装工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第11号 平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第10号）
- 日程第13 議案第12号 平成29年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第13号 平成29年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第14号 平成29年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第15号 平成29年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第16号 田野畑村製氷貯氷施設及び田野畑村魚市場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

日程第18	議案第17号	田野畑村堆肥処理施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
日程第19	議案第18号	机浜番屋群施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
日程第20	議案第19号	田野畑村高齢者グループホーム、田野畑村デイサービスセンター及び田野畑村訪問介護ステーションの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
日程第21	議案第20号	田野畑村観光船発着施設及び田野畑村観光交流物産施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
日程第22	議案第21号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第23	議案第22号	田野畑村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第24	議案第23号	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第25	議案第24号	国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第26	議案第25号	田野畑村国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例
日程第27	議案第26号	田野畑村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第28	議案第27号	田野畑村介護保険条例の一部を改正する条例
日程第29	議案第28号	田野畑村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
日程第30	議案第29号	田野畑村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
日程第31	議案第30号	田野畑村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第32	議案第31号	田野畑村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
日程第33	議案第32号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて
日程第34	議案第33号	平成30年度田野畑村一般会計予算
日程第35	議案第34号	平成30年度田野畑村国民健康保険特別会計予算
日程第36	議案第35号	平成30年度田野畑村簡易水道特別会計予算
日程第37	議案第36号	平成30年度田野畑村集落排水特別会計予算

- 日程第38 議案第37号 平成30年度田野畑村下水道特別会計予算
日程第39 議案第38号 平成30年度田野畑村介護保険特別会計予算
日程第40 議案第39号 平成30年度田野畑村後期高齢者医療特別会計予算
散 会

◎開議の宣告

○議長【工藤 求君】 ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議事日程の報告

○議長【工藤 求君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い進行します。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第1、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第9号））についてご説明いたします。

お手元の説明資料をお開き願います。まず、歳入でございますが、財政調整基金繰入金追加3,000万円という内容でございます。次に、歳出でございますが、除雪業務委託料追加3,000万円という内容でございます。

除雪経費について、平成30年2月8日にやむを得ず専決処分したものでございますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第9号））についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第2、議案第1号 田野畑村と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の変更協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長【工藤光幸君】 議案第1号 田野畑村と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の変更協議に関し議決を求めることについて。

田野畑村が宮古地区地域生活支援事業等に関する事務を宮古市に委託するための規約を別紙と
おり変更することの協議に関し、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の
2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりください。変更の規約の内容について記載してございます。新しいほうに、今度
該当になります法律について記載をしているものでございます。

またお戻りください。これにつきましては、現在委託実施しておる事業に障害者差別解消に係
る事務を追加し、宮古市に委託できるようにするものでございます。これは平成19年から委託し
ておりまして、その後平成25年、26年の2回の法令等の改正により、こちらの規約も改正して、
現在に至っているものでございます。

提案理由でございますが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に規定する協議会
に関する事務を追加しようとするものでございます。これがこの議案を提出する理由でございま
す。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 田野畑村と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する
規約の変更協議に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起

立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第3、議案第2号 ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 議案第2号 ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

別紙条例案概要をごらんください。ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案概要でございます。第1、改正趣旨、ふれあい公園を新たに追加整備したことに伴い、設置及び管理運営について必要な事項を定めるため、所要の改正を行おうとすることでございます。

第2、改正案内容でございますが、ふれあい公園の名称及び位置に羅賀ふれあい公園について追加規定すること。

第3、施行期日等、この条例は公布の日から施行することとしております。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、ふれあい公園の新たな追加整備に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第4、議案第3号 田野畑村障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 議案第3号 田野畑村障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

条例案概要の2ページをお願いいたします。第1、改正趣旨でございます。特別な教育等の支援を必要とする児童及び生徒の就学について、「就学指導」から「就学支援」へ転換を図るため、所要の改正をしようとするものでございます。

第2、改正案内容。1、条例の題名を「田野畑村障害児就学指導委員会条例」から「田野畑村就学支援委員会条例」に改めること。2、「障害のある児童及び生徒に対し適正な就学指導を行う」から「特別な教育等の支援を必要とする児童及び生徒に対し適正な就学支援を行う」に転換すること。第1条及び第2条の改正でございます。

第3、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。附則の説明でございますが、就学指導から就学支援への転換は、既に平成21年度から実務上の取り扱いとして行っておりましたが、条例の改正を失念しておりましたので、今回改正するものでございます。今後はこのようなことがないように留意してまいります。

議案にお戻りください。提案理由でございます。特別な教育等の支援を必要とする児童及び生徒の就学について、「就学指導」から「就学支援」へ転換を図るため、所要の改正をしようとするものでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 これは、障害のある者と障害のない者がともに学ぶという、包容教育制度というのがあるようですが、これに基づいて条文改正をするということですか。実は23年8月に改正障害基本法が公布になってから、さっき言った障害のある者とない者がともに学べる仕組みを

つくっていかうというのが今の流れなのです。これは、それに基づいての作成でいいのですか。平成26年には特別教育支援員に財政的措置がなされて、その流れに沿った改正であると理解してよろしいかどうかお聞きします。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 先ほど平成21年という話をいたしました。当時就学指導のあり方について、岩手県のほうでこのあり方についてという具体的提言がありまして、それを受けての転換ということでございます。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 つまり包容教育というようなものが今よく言われているのですが、障害者を除いて、ともに学ぶ制度と、これ19年に題名改正になっていますが、大体がそういう方向でなくて、さっき話があったように21年のどの部分でストップになっているのですが、知り得る限りのほかの町村を見ても、恐らくこういうようなことになるのは田野畑村としては先を進む取り組みになるのではないかなと私自身は思っているのです。障害があっても排除しない、そういうような方向で巖手前教育長は特別支援員、教育支援員を増加したと、それは財政措置があったので、ふやしますという話をお聞きしたことがあるのですが、そういう方法だということを確認しておいてよろしいでしょうか。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 平成21年度に県の提言があって、岩手県では各市町村がそれに準じて既にそれをやっているというふうを考えております。田野畑村でも実務上はそのように進めておいたのですが、例規的に改正していなかったということで、今回改正しようというようなことでございます。

○1番【大森 一君】 はい、わかりました。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 田野畑村障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第5、議案第4号 村道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 議案第4号 村道路線の認定に関し議決を求めることについてご説明いたします。

次の村道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号の図面をごらんください。これは村の中央部にある路線なわけですけれども、路線名が田野畑インター菅窪線ということで、図面の左側になる部分、縦の左側になりますけれども、起点が田野畑村和野、国道45号分岐点となります。今インターチェンジのこのところは整備してございます。それから、終点になりますが、田野畑村菅窪、これは村道松前沢線の分岐点ということになります。重要な経過地はなしということです。

それからもう一つ、野場和野線ということで、今度図面の右上というか、上肩のほうになりますが、起点が田野畑村和野、これは村道田野畑村平井賀線の分岐点になります。それから、終点であります、田野畑村和野で、村道和野平井賀線の分岐点になります。重要な経過地はなし。

それからもう一つ、十字線ということが、今度これは図面の左下になります。起点が田野畑村菅窪、村道菅窪線の分岐点、終点が田野畑村菅窪、これは今回お願いする部分としての村道田野畑インター菅窪線の分岐点ということになります。重要な経過地はなし。

この3路線の新たな村道としての認定予定路線は、農道として整備された路線であります。現在は道路利用及び交通量において、隣接する村道と同程度もしくは上回るような状況になってございます。それからまた、三陸沿岸道路田野畑インターが開通後にはさらなる交通量が見込まれること、それから広域的な利用が見込まれると考えられております。また、今後道の駅の構想だとかランドデザインの構想において、本路線は村の中心部の道路網を再構築する上で重要な路線となります。このようなことから村道の路線に認定しようとするものでございます。

理由でございますが、新たに3路線を村道に認定しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 確認です。インター線が途中で切れていますが、これはそれも含めて1路線扱いということでよろしいですか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 そのような考えの、1路線というか……

○9番【佐々木芳利君】 済みません、今のお答えの趣旨は、今インターを整備している赤の部分、起点側のほうの部分のところをインター整備しているのですけれども、その路線から北のほうに来る路線というふうなことの意味でございますが、質問の意味がそのようなことと理解したのですけれども……ちょっと休憩の中で。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午後 1時18分）

再開（午後 1時18分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 失礼しました。この切れている部分、これは村道部分になっているので、切れている部分になります。なので、切れている部分は重複部分ということになって、そして下のほうに行くということの部分になるインター菅窪線ということになります。切れているということで……

○9番【佐々木芳利君】 延長にはこれも入って……

○建設第一課長【佐々木卓男君】 そこは入らないです。

○9番【佐々木芳利君】 入らない延長ですか。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 村道の部分になります。

○9番【佐々木芳利君】 はい、わかりました。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 つまりこれ農道を村道に切りかえということで捉えていいわけですか。この1点だけ確認。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 お答えします。農道を村道に認定するという事です。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 村道路線の認定に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第6、議案第5号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備（送配水管及び集落排水管移設その3）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 議案第5号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備（送配水管及び集落排水管移設その3）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成29年1月31日に議会の議決を経た平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備（送配水管及び集落排水管移設その3）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備（送配水管及び集落排水管移設その3）工事。

2、工事場所、田野畑村羅賀地内。

3、変更の内容、契約の金額、変更前が6,107万4,000円、変更後が6,130万4,040円。23万40円の増額となっております。

今回のこの工事は、議案の7号のその2の工事とも関連いたします。図面をごらんください。議案第5号の図面です。これは、簡易水道移設工事で送水管287.2メートル、配水管678.5メートル、それから下のほうに表示がありますけれども、集落排水施設移設工で排水管が651メートル、組み立てマンホール25カ所というふうな内容でございまして、主な増額の理由でございまして、これは送水管及び配水管の詳細によりまして、特にも送水管の延長並びに通信ケーブルの延長12.4メートルの増工によるものでございます。工期は、現在平成30年3月31日となっておりますが、これは今後事故繰り越しの予定ということで、平成30年9月末の完成予定となっております。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1、氏名、佐藤建設株式会社、代表取締役、佐藤治。

理由でございまして、平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備（送配水管及び集落排水管移設

その3) 工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備(送配水管及び集落排水管移設その3) 工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第7、議案第6号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その1工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 議案第6号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その1工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成29年1月31日に議会の議決を経た平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その1工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名、平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その1工事。
- 2、工事場所、田野畑村羅賀地内。
- 3、変更の内容、契約金額、変更前が3億7,978万920円、変更後3億5,929万7,640円。2,048万3,280円の減額となっております。

議案第6号の図面をごらんください。図面が3枚ほどありまして、平面図で、この施工区間、切り回しの道路延長が312.8メートルであります。水産用地が1,030平米ということになってござ

います。そして、施工区間に既存の擁壁、この平面図で見てもらえば、今現在できている本線の青い部分が工事になってございます。そして、その右下のほうに黄色の部分が塗られております。図面が3枚ほどありますが、横断図で盛り土の箇所、そして最後の横断図の2のところで見てもらえれば、補強土の擁壁の黄色の部分というようなことがあります。これは、既存の道路にこのような擁壁があったというものでございます。今回この施工区間に既存の擁壁がありました。先ほど言いました平面図に黄色に見えている部分、あるいは横断図の黄色の部分であるわけですけれども、本来であればこの擁壁等は産業廃棄物によって処理されるものが基本なわけですけれども、今回これらの擁壁を撤去することになれば他の施設への影響が大きいというふうなことで、撤去しないことで保健所のほうの協議をしてございます。撤去しないで残置するというような主な理由というものは、迂回路の設置が困難であり、全面通行どめできないというような道路の理由、それから取り壊すと背面の立ち木だとか宅地の基礎等に影響が生じるだとか、水道管等にも影響が生じる等々の協議の結果、残置することを了解いただきまして、その結果として土工量の減、あと構造物取り壊しで約400立米が減工になったということが主な減額の理由でございます。また、工期は平成30年3月15日となっております、現在は完成してございます。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1、佐藤建設株式会社、代表取締役、佐藤治。

理由でございますが、平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その1工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その1工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第8、議案第7号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その2工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 議案第7号 平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その2工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成29年3月8日に議会の議決を経た平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その2工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その2工事。

2、工事場所、田野畑村羅賀地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前8,964万円、変更後1億3,798万5,120円。4,834万5,120円の増額となっております。

議案第7号の図面をごらんください。道路工で337メートル、水産用地で4,014平米、一体再編用地で3,334平米、水路工104メートルとなっております。主な増額の理由でございますけれども、これは一体再編の最後に盛り土材を一部流用土から購入土に変更したことにより、単価の増により増額となったものでございます。工期は、現在平成30年3月31日となっておりますけれども、先ほど説明した配水管と同じように事故繰り越しということになりまして、平成30年9月末の予定となっております。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1、氏名、佐藤建設株式会社、代表取締役、佐藤治。

理由でございますが、平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備羅賀地区その2工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

8番、中村芳正君。

○8番【中村芳正君】 これで羅賀の県道から周辺の工事完了は、全体像で舗装を含めていつごろで上がるのですか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 事故繰り越しというふうなことを承認いただきまして、そして平成30年9月末というふうな完成予定になってございます。

○8番【中村芳正君】 はい、わかりました。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 議案第8号 津波避難カメラシステム整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

これは、平成29年6月21日に議会の議決を経た津波避難カメラシステム整備工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名、津波避難カメラシステム整備工事。
- 2、工事場所、田野畑村島越地内ほか。
- 3、変更の内容、契約金額、変更前9,126万円、変更後8,902万9,200円。

223万800円減額の主な理由ですが、再利用可能な既存システムを利用したことによる経費の減によるものです。

4、受注者、岩手県盛岡市肴町9番15号、氏名、株式会社佐々木電機本店、代表取締役、佐々木一。

提案理由ですが、津波避難カメラシステム整備工事の変更請負契約を締結しようとするものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 済みません、参考までに数量の変更ということなのですが、例えば10個予定していたものが8個になったとか、そのような感じだと思うのですが、教えていただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 ご質問にお答えいたします。

この整備は、島越カメラ局と羅賀カメラ局を整備いたしますが、島越カメラ局につきましては既設のカメラを撤去して新しいカメラを設置するものでございます。島越カメラ局の既設機器のUPS装置、バッテリー等が新しいシステムで代替可能だったことによりまして、全体としてUPSとバッテリーの個数8個を予定したものが4個に減少したことによるものでございます。

○議長【工藤 求君】 8番、中村芳正君。

○8番【中村芳正君】 羅賀荘のカメラ局に伴うわけですが、潮位の表示板はどこにつけるのですか。

○議長【工藤 求君】 総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 潮位の表示板については、羅賀漁港の北側岸壁に設置予定でございます。それから、潮位の観測データにつきましては役場と中央防災センターでモニター監視できる

装置となっております。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第8号 津波避難カメラシステム整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第10、議案第9号 島越漁港地区漁業集落道整備島越線（島の沢接続道路）新設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 議案第9号 島越漁港地区漁業集落道整備島越線（島の沢接続道路）新設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成28年3月9日に議会の議決を経た島越漁港地区漁業集落道整備島越線（島の沢接続道路）新設工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、島越漁港地区漁業集落道整備島越線（島の沢接続道路）新設工事。

2、工事場所、田野畑村島越地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前は4億8,924万円、変更後4億6,887万6,600円。2,036万3,400円の減額となっております。

議案第9号の図面をごらんください。施工延長で310.9メートルでございます。本工事は事故繰り越しの工事でありました。それで、この図面で起点側のほうになるのですけれども、お墓の近辺のほうに通信、電力、水門の遠隔操作のケーブル等、支障物件とこれらの移転に時間を要しました。また、労働者不足、資材不足等による影響によって当初の契約内容の履行が困難となることから、この平面図で言う黄色の部分、それから横断図で見てもらえば補強土の構造物をして、この赤の部分までの施行をして、その上の盛り土の部分という、黄色の部分が完成できなかった

というふうなことで、道路土工、階段工等を減工としてこのような工事の完成を図るものであります。工期は平成30年3月30日となっておりまして、ほぼ完了というふうなことになってございます。

4の受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之。

理由でございますが、島越漁港地区漁業集落道整備島越線（島の沢接続道路）新設工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第9号 島越漁港地区漁業集落道整備島越線（島の沢接続道路）新設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第11、議案第10号 島越漁港地区漁業集落道整備島越線（A・B避難路）新設舗装工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 議案第10号 島越漁港地区漁業集落道整備島越線（A・B避難路）新設舗装工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成28年1月25日に議会の議決を経た島越漁港地区漁業集落道整備島越線（A・B避難路）新設舗装工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるところでございます。

工事名、島越漁港地区漁業集落道整備島越線（A・B避難路）新設舗装工事。

工事場所、田野畑村島越地内。

変更の内容、契約金額、変更前が4億7,736万円、変更後が3億959万1,720円。1億6,776万8,280円の減額となっております。

議案第10号の図面をごらんください。下のほうから、A1路線が166.5メートルで今回完了済みになります。A2路線としまして94.2メートルのうち83.5メートルが施工済みで、減工区間が10.7メートル。それから、黄色の部分でございますけれども、B路線は全長が143.2メートルのうち20.2メートル施工し、減工として123メートルが減。C路線は右側のほうの赤になりますが、補強土壁工、土工で延長60メートルとなっております。全体の施工延長とすれば463.9メートルで、完成延長は166.5メートルで、減工区間というものが133.7メートルとなっております。

このような状況に至った原因でございますけれども、B路線である黄色の図面になるわけですが、このところで掘削作業中に地すべりが発生いたしました。このことにより作業における安全性だとかが確保できないこと、それから一部のり面保護における工法検討等を行うため、現在調査しております。今年度中はその完成が困難になったということでありまして、施工延長にしますと143.2メートル中123メートルにおける補強土壁工及び人工地盤の取り付け10.7メートルを減工しようとするものであります。工期は平成30年3月30日となっております。

4、受注者、住所、岩手県久慈市新井田4地割8番地6、氏名、株式会社小山組、代表取締役、小山茂。

理由でございますが、島越漁港地区漁業集落道整備島越線（A・B避難路）新設舗装工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第10号 島越漁港地区漁業集落道整備島越線（A・B避難路）新設舗装工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第12、議案第11号 平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 議案第11号 平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ3億3,047万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,208万4,000円とするものでございます。

13ページをごらんください。歳入ですが、主なものについてご説明いたします。第9款地方交付税、第1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税ですが、特別交付税として1億5,656万2,000円減額計上しております。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金、1節災害復旧費国庫負担金ですが、漁港施設災害復旧事業費負担金として1億343万8,000円減額計上しております。

次のページをごらんください。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、6目土木費国庫補助金、1節土木費補助金ですが、社会資本整備総合交付金減額、木造住宅耐震診断士派遣事業費補助金減額、地域住宅交付金減額、合わせまして4,591万2,000円減額計上しております。

次のページをごらんください。14款県支出金、第2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節水産業費補助金ですが、岩手県東日本大震災復興交付金減額、地域再生営漁活動支援事業費補助金減額、合わせまして1,048万円減額計上しております。

次のページをごらんください。第17款繰入金、第1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金ですが、財政調整基金繰入金として7,655万円追加計上しております。また、次のページの5目東日本大震災復興交付金基金繰入金、1節東日本大震災復興交付金基金繰入金ですが、東日本大震災復興交付金基金繰入金として1,211万4,000円減額しております。

18ページ、次のページをごらんください。第20款村債、第1項村債、5目土木債、2節住宅整備事業債ですが、社会資本整備総合交付金事業債として3,790万円減額計上しております。

20ページをごらんください。歳出でございます。第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、上のほう、19節負担金補助及び交付金ですが、派遣職員人件費負担金減額、宮古地区広域行政組合負担金減額、奨学金返還支援助成金減額、合わせまして2,013万7,000円減額計上しております。

それから、同じく5目財産管理費、25節積立金ですが、財政調整基金積立金追加からジャクソ

ン・ベイリー基金積立金追加まで、合わせまして1,129万4,000円追加計上しております。

次のページをごらんください。同じく6目の企画費、15節工事請負費ですが、携帯電話用伝送路電柱等支障移転工事費として1,197万4,000円減額計上しております。また、19節負担金補助及び交付金ですが、岩手県過疎地域自立促進協議会負担金減額から結いの地域づくり交付金減額まで、合わせまして1,387万5,000円減額計上しております。

24ページをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の28節繰出金ですが、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金として1,032万2,000円追加計上しております。

29ページをごらんください。第6款農林水産業費、第3項水産業費、4目漁港建設費、13節委託料ですが、漁港静穏度解析業務委託料から島越漁港地区土地利用高度化再編整備用地監理委託料まで、合わせまして2,129万4,000円減額計上しております。また、15節工事請負費ですが、平井賀漁港地区漁業集落道整備工事費追加から島越漁港地区土地利用高度化再編整備工事費減額まで、合わせまして1,168万3,000円追加計上しております。

32ページをごらんください。第8款土木費、第2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、15節工事請負費ですが、村道沼袋田代線道路改良舗装工事費減額から村道長嶺線改良舗装工事費追加まで、合わせまして1,200万6,000円追加計上しております。また、22節補償補填及び賠償金ですが、村道沼袋田代線物件補償費減額から村道沼袋三沢線物件補償費減額まで、合わせまして1,542万8,000円減額計上しております。

次のページをごらんください。第8款土木費、第4項住宅費、2目住宅建設費、15節工事請負費ですが、村営住宅整備工事費減額として7,138万5,000円減額計上しております。

第9款消防費、第1項消防費、3目消防防災施設費、15節工事請負費ですが、防火水槽整備工事費減額、消火栓整備工事費減額、津波避難誘導施設整備工事費減額と合わせまして2,048万7,000円減額計上しております。

38ページをごらんください。第11款災害復旧費、第1項農林水産業施設災害復旧費、1目漁港施設災害復旧費、15節工事請負費ですが、漁港施設災害復旧工事費減額、漁港海岸施設災害復旧工事費減額、合わせまして1億3,446万4,000円減額計上しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 予算とは直接関係ないのですが、三陸沿岸道路関係で当局に確認したいことがあります。議長さん、よろしいですか。

○議長【工藤 求君】 はい、よろしいです。

○9番【佐々木芳利君】 三陸沿岸道路の田野畑工区のある場所ですが、工事業者と用地協力者のちよっと契約違反がありまして、用地協力者が困っているという話がありますが、当局は何かご存

じですか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 今の質問なのですけれども、三陸沿岸道路の話のようですけれども、私というか、建設課とすれば内容は把握してございません。それからあと、国のほうからもちょうと事情がわかりませんが、そのような話は一切聞いてございません。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 村が発注でも何でもありません。三国さんですか、国交省が契約相手になっていると思うのですが、実際村内の個人の方が困っているような事案が発生しているのです。何かけさ現地を見てきたのですが、ちょっと詳細は見ていませんが、一部を見れば若干不法投棄にもなるようなケースで、これは単にその一部です。延長の中にいろんなケースがありました。それで、三国の不法投棄を業者の不法投棄というような認定をしたやに聞いております。まだ詳しいことはわかりません。そういうわけで、直接は関係ありませんが、そういうことで村内の方が困っているような状況が発生しておりますので、当局としてはもし相談があったら知恵をかしたり、アフターをお願いしたいなと思つての質問でした。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 今のお話ですが、状況がちょっとわからないのですけれども、三国のほうからも聞きながら、どういう状況なのか確認しながら、調整が図れるのであればそのように図っていきたいなと思つますが、状況を聞きながら進めていきなうというふうに思つております。

○9番【佐々木芳利君】 お願いします。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 私も議長にお願いがありますが、今回の一般会計補正予算の中で、特に2款の総務費、そして1項の総務管理費、そして1目の一般管理費に関して、人事にかかわることで質問がありますので、質問してもよろしいでしょうか。

○議長【工藤 求君】 認めます。

○6番【中村勝明君】 正直言つて、一般質問に通告をして取り下げた件について質問してみたいわけですが、地方公務員法を私も読んでみまして、そして弱小の市町村が人事委員会というできないということで、盛岡以外の市町村が、田野畑も含めて人事委員会を利用しているわけですが、恐らくといいますか、苦情処理があつた場合は地方公務員法等々に基づいて当該の市町村長、任命権者に対して事実確認をしようと思うのですが、まず事実確認については村として人事委員会に報告済みであるかどうか、その点からお聞かせをいただきたいと思つます。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 過般の議会でも多分同様の意見があつたと思うのですけれども、このときに

答えたとおりでありますので、よろしく申し上げます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 私は今そういう答弁が来るだろうと思って、9月議会、12月議会の同僚議員の行った一般質問の質疑、全部議事録を持っております。ほとんど全部プライバシーにかかわるとかそういうふうなことで、事実確認をしたかどうかについても答えないという、変な姿勢があるようなのですね。これは秘密事項でも何でもなくて、事実確認が人事委員会からなされたことについては、中身には触れませんよ、私はそこまでは聞いていません。事実確認に対して村は文書で回答しているかどうか。中身は要りませんので、その点お聞かせをいただきたい。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 その内容は問わないということだけれども、そのこと自体が内容だと思えますので、今までどおりの回答の中でご理解いただきたいということです。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 いや、余りガードと固めると変に勘ぐられてしまうと思いますので、でもこれは石原村政の政治姿勢にかかわることですので、そういう答弁で本当にいいのですか。いいと思って答えていると思うのですが、事実確認に対して回答を行ったかどうか、それも答えられないわけですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 開示すべき事項と開示することが今お話ししたように法務上の扱い、または村の開示上、それが適切かとなれば、それは言える部分と言えないことがあるということをご理解いただきたいと思えます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 いや、私が聞いているのは、人事委員会から事実確認の聞き取り調査が、聞き取りといたしますか、文書か何かで来たと思うのですが、村に対して。それに対して村として回答したかどうかとも答えられないわけですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 プライバシーと過般の議会でもお話ししたとおり、今議員がおっしゃった委員会とのという話そのものは、それがオープンになっていること自体がまだ不思議な話なわけです。そこからスタートして、否かという話ではなくて、我々は委員会と村の関係については、もし回答があればということですが、それらも含めて守り抜いていくことは守っていかねばならないという立場でありますので、委員会という言葉がもう出た時点でなんだろうということになりますことをご理解いただきたいと思えます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 これ以上やっても、事が大きくなってもどっちも困りますのでやめますけれ

ども、そうすると角度を変えて1つ確認しておきたいと思います。県から事実確認のための回答を聞きたいという要請もあったかなかったか、お聞かせをいただきたいと思います。回答したかどうかは答えられないということでもありますから。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 問いかけは違っても、基本的姿勢として今まで話したとおりでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 村長、そういたしますと地方公務員法にあります第8条で、役所、市町村は第8条に基づいて県の人事委員会に委託をしているわけですが、苦情処理等は。それに基づいて人事委員会はそれなりの手続をしていると思うのですが、回答をしたかどうかよりも、事実確認の回答が欲しいという要請についてもあったかどうかは答えられないというわけですか。

実は9月議会、12月議会を、これも暗記するぐらい読んだのですけれども、熟読したのですが、そういう質疑はないです。回答が欲しいという人事委員会の要請があったかどうかは、私が初めて議会で取り上げますので、その回答はできないというわけですか。確認します。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今の議論は、お互いに言わんとすることが生じていると思います。というのは、議論の出発点が委員会にということ、なぜそこから発するのかということ、この問題については個人のことを守る部分も強いし、ある意味では守秘義務に該当するものもあるだろうしということ、この間もこれまでも話ししてきました。その言わんとするところの問題点については、今議員がお話しされたようなことではありませんので、そういった意味で今までどおりに我々も解釈しているし、そのことについては公言できるものではないという姿勢はご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 それが村長の考え方のようにありますから、わかりました。

そうすると、では答弁議員の質疑を踏まえて確認の意味で、これに時間をとって質問するつもりは最初からなかったわけですが、余りにも答弁が後ろ向きなために、本来であれば本腰を入れてやらねばならないような気もするのですけれども、それもやっては新聞記者もいないのでいいような気もしますが、お互いによくはならないと思いますので、確認の質問をしておきたいと思います。個々の案件については確かに村長がおっしゃるとおりです。県の人事委員会の苦情処理などというのは、余り本会議等で質疑するのは本筋ではないというのを、そういうのをわかっていてのために一般質問からは外しました。しかし、かなりの村民もわかっているし、だんだんに関心もあるようで、したがって何らかのこの際しておかないと当局も議会も大変なことになる可能性がある。ならないと思うのですけれども、その心配のために確認の質疑をしておきたいという

ことが前提でありますから、村長は幹部職員2名の退職によって何らかのけじめは既に終わっておりますか。処分までいっているかどうかはわかりませんが、けじめは終わっているか、これからするつもりかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 後段から話ししますけれども、けじめはつけさせていただきました。

ただ、前段の部分については、委員会とか村の関係とか、苦情の問題についてもしあるなら、これまでも話ししたとおりに守るべきことは守らなければならない、またこの問題でも今議員がおっしゃったとおりに、その真意を、中身をわからないで言う人があれば、ここにいる議員の皆様もこういう内容だということでお知らせいただきたいと。また、今この議論の問題点はそこのところだと思いますので、そういう問題でないのにそういうものになりそうだとかというような議論の仕方ではなくて、村として今質問があったようにけじめをつけ、その関係性についてはいろいろ話をしているし、組織としての問題点はないと思いますので、その点についてもご理解いただきながら、間違った情報があったら、我々もそうですし、議員の方々もそういうことで村民に教えていくということが必要だと思いますので、その点も理解いただいたりお願いをしたいと思います。

○議長【工藤 求君】 休憩します。

休憩（午後 2時12分）

再開（午後 2時27分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 先ほどの……余り何回も手を挙げませんので、この件について。村長は、はっきりと、これは本会議の質疑でありますので、つまりけじめは終わったと答弁しました。間違った情報を村民に受けさせては大変なことになるということもおっしゃいました。私もそう思います。一連の異議申し立てとは違って、県の人事委員会に対して苦情処理相談があったことについては、もちろんおわかりますか。教えてください。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 村内のさまざまな方面から県議会の予算特別委員会の資料が出回っているという話は聞き及んでおります。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 それがこれら一連のことがしっかりと自分で把握したために、けじめをつけたということですね。確認します。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

- 村長【石原 弘君】 今言ったように、委員会どうのという議論ではなくて、組織としてその前後のいろんな物事はあるわけですから、その範疇においてのけじめはつけなければならないというところでありますので、ここに対してとか、そういう発言は伏せさせていただきます。
- 議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。
- 6番【中村勝明君】 これで最後にしますが、今回は。必要があれば次の定例会で質問するかどうか、しっかりと村民と相談をして考えてみたいわけですが、少なくともこれからは、きょうの時点といいますか、けじめをつけた時点からについては、今回のようなことは絶対に起こさないというふうに任命権者としてお考えかどうか、お聞かせをいただきたい。
- 議長【工藤 求君】 石原村長。
- 村長【石原 弘君】 何を指しての議論かはありましたけれども、いずれ行政として住民に疑義が生じない、または公平な立場でということの、公務員として当然の規範をしっかりと守るべく努力してまいりたいと思います。
- 議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。
- 6番【中村勝明君】 本当に最後にしたいわけですが、今の答弁、気になります。何を指して質疑をしているかと、どういうことですか。私はお答えをいただく前にあえて申し上げておきたいわけですが、ここは本会議の場にありますから、私は何を目的で質疑するからには、村民の利益を一番優先して考えています。村長も同じだと思うのですが、であるならば何を指してという言葉は撤回していただきたいのですが、どうですか。
- 議長【工藤 求君】 石原村長。
- 村長【石原 弘君】 決して発言を中傷する意味で言ったのではなくて、このような件についてということが、よくそこの主語がわからないために話したわけです。ただし、一般論として公務員及び特別職になっても当然ながら、そういうふうに今議員が話したとおり村民のためということですので、その範疇の中で責務をしっかりと行うという発言をしたところですので、ご理解いただきたいと思います。
- 議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。
- 6番【中村勝明君】 いや、違います。私が言ったのは、私が言ったからそうあわせて言うのですが、さっきの大事な質疑のとき「何を指して質疑をしているか」、それは撤回していただけないでしょうか。
- 議長【工藤 求君】 石原村長。
- 村長【石原 弘君】 今言ったように、質問に対して私が反論的なもので言ったつもりはございません。今我々が答弁するに当たって、よくわからない点があるということでお話ししたまでするので、いずれ今まで話したとおり、当然議員も話したように、村民のためということの基本姿勢は同じ気持ちであると思いますので、我々はそれを改めて確認をするという場でもあると思

っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○6番【中村勝明君】 わかりました。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 済みません、ちょっと1点だけお聞かせをいただきたいのですが、20ページの企画費の8節の報償費、政策提言諮問会議委員等謝金減額21万2,000円、これは全体で幾らのうち21万2,000円減額になったのか、この1点だけお聞かせをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午後 2時34分）

再開（午後 2時35分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 謝金についてお答えいたします。

政策提言諮問委員会の謝金の減額でございます。当初予算が23万8,000円に対しまして、今回21万2,000円を減額しておりますが、今年度1回だけの開催になっておりますので、精査での減額になります。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 1回だけの開催ということで、基本的に年間何回を当初予定しておったのかと、年間予定回数をお知らせいただきたいのと、そして委員の中に、謝金を要らないと言えば変ですけども、要は公務員の方とか、各位、謝金のかからない方がもし何名かいらっしゃるようであれば、その人数もお知らせいただければ助かります。

○議長【工藤 求君】 政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【佐々木賢司君】 お答えいたします。

会議につきましては、本会議といいますか、常設で設置している会議は3回予定しております。さらに個別の案件が生じた場合に特別な部会というものを設置できるという要綱になってございまして、それが出た場合の回数は2回ほど予定して予算は編成しておりましたが、ことしは本体の会議1回ということで、残分を減額させていただいたものでございます。

あと、謝金を不要とする委員についてですが、現在の委員の中には県の職員の方が1人おられて、その方については謝金は不要ということで回答いただいております。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 一般会計補正予算は不用額を計上するというのが基本ですが、これ見ると大体10万円以上というのが基本ですが、1,000円単位の部分もあるんですね。この補正予算のあれを見ると不用額で。これは、担当課としては何か内部での協力をお願いするとか、そういうよう

な手だてを講じてこういう結果になるのか、それともみんなが財政状況をよいものにしようということがあって、そういうふうに行っているのか、担当課としてはどういうふうに行っているのかをお聞かせ願います。

○議長【工藤 求君】 総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 お答えいたします。

不用額の減額につきましては、財政のほうからお願いしているのは10万円以上の執行残が出るのが今の時点で明らかな場合には減額をお願いしたいということで各課のほうに連絡をして、協力をいただいているのですが、細かい金額のものもありますけれども、基本的には例えば補助事業、県とか国の補助を充ててやっているようなものは1,000円単位まできちっと合わせたものも出てきますし、あとは各事業担当課の中でどこそこが足りなくなってふやしたい、でも課全体としては減らせるところを減らして、その分の財源を確保したいというような考えもありますので、それについてはそのとおり、要求どおり計上しているところでございます。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 こういうように内部で中の統制ができると、例えばその担当課ごとに不用額の部分で新たな事業をやりたい場合には、それに予算を盛り込むことができるのですね。こういう流れをぜひ大切にしていってほしいと思います。ただ今回のように10万円以上で、それ以下はもうそのままにしておきましょうというような姿勢があると、出納閉鎖期間なんかでも例えば予算に計上されておいたものを確認しないとかというような感覚になって、時々ミスが出ると。だから、今の姿勢をぜひ大切にやっていただきたいと。

今いろいろモンスター社員とかなんかで、モンスター職員はいないと思いますが、そういうようなことで内部統制が緩んできているというようなのが最近の問題になっているのです。そういう中でこういうのがきちんと徹底されているように私は理解して、いい方向に行っているなど感じているのですが、どこかでピラミッド型でチェックをかけていくというような姿勢も大事だと思うのです。これは長たる村長にお聞きしたいのですが、今みんな人間平等だとか同等だということで、上司を尊敬するとかそういうようなのでなくて、今は一般会社ではモンスター社員がふえて、上司が勤務命令を出しても、私はこういうので都合が悪くて帰りますというようなのがいるということで、問題になっているのですが、やはりきちんと歯どめをかけるべきところには歯どめをかけていくというのが、これが皆さんが言う村民のためになることではないかと私は思うのですが、村長、その点はどういうふうにお考えですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 公の場で適切ではないと思うのですが、とりあえず浜のほうでは目の子勘定だというような言葉を使って、いわゆるどのぐらいかかるかわからないけれども、この程度にしていこうと、それでやった結果、もう余ったからと、あとは海に投げるというようなこと

をやっているのは、同じようなことになりかねないということです。

よって、職員たちによく話するのは、自分がやっていることが村民の人に、組織にどういふふうにかかわってくるのだらうと、もっとこれをプラスすれば何かが出るかという、そういう感動とか喜びというものに共感しない限りは、そこに向かないと思いますので、まだ金額だけではない、そういう思いをどういふふうに予算に形づくっていくかということがなければ、今議員がおっしゃったように、それをただ3月、秋からこれまでにかけて予算をつくって、あとはもうどうなれ、どういふわけかそういうことになってしまったその体質を改善するためにも、中間もしくは四半期ごとに管理していくということが大事だらうと思っておりますので、この姿勢を堅持して、よりよい予算が効率的になれるように努力したいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 効率志向というのは常に心がけているものだと思っておりましたが、引き続きよろしく願いいたします。

介護保険に関連いたしまして、村内3カ所施設があるわけですが、寿生苑のグループホームかな、最近の入所状態とかもしわかっていましたらお示しいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

詳しい数字、ちょっと持ってきませんでした。それで、聞いているところだと、職員が足りなくて入所を制限しているということを聞いていましたので、今数字を持ってきたいと思いますので、ちょっとお待ちください。

○7番【鈴木隆昭君】 いいです、いいです。では、特別委員会で聞きますので。

○議長【工藤 求君】 5番、上村繁幸君。

○5番【上村繁幸君】 何に、どこに関連してお尋ねしたらいいかあれですけども、きのう同僚議員から一般質問の中で、海水浴について質疑がありましたが、その件について議長のお許しがあればお尋ねしたいと思います。

○議長【工藤 求君】 はい。

○5番【上村繁幸君】 きのうも海水浴場、島越と平井賀、再開までは数年かかるというふうなお話でした。それでお尋ねしたいわけですけども、おかげさまで机漁港も沖防波堤も先月完成しました。波も大分静かになりまして、それで地元では砂利のほうを前須賀といいますけれども、全くもとにというか、自然に、きれいに整備してもらいました。そこで、早野村長の時代は島越、平井賀、そして机浜も海水浴場に認定されておりました。それで、従来震災前の2カ所がまだ当分遊泳できないというようなことであれば、臨時的に机浜を海水浴場に開放できないものかと、私はそう思いました。

というのは、非常に私は条件がいいと思います。浜にはスキューバダイビングの施設内にシャ

ワー施設もありますし、トイレもある、駐車場もあると、そして水もきれいと、水質検査をすればどう出るかわかりませんが、そういう条件でありますので、ぜひ従来の2カ所の海水浴場が再開できる間だけでも、村内の子供たち、または観光客が大自然の中で海に親しむ場をつくってやったらどうかと思いますが、村長の意見を聞きたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 大変いい意見だと思いますので、今これらに関する議員の発言があるとおり、子供たちが海に親しむということでご意見を伺いましたので、それは全面的に進めてまいるように努力してまいります。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 補正予算の28ページなのですが、農業振興費の中の19節、農業の関係なのですが、担い手確保経営強化支援事業補助金、担い手確保というのがいい表現だなと思いますので、事業の中身をお知らせいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木卓男君】 お答えいたします。

ただいまのご質問、担い手確保の経営強化という内容でございますけれども、これは田野畑牧場の機械導入に関係するもので、国が2分の1、それから事業主体というか、田野畑2分の1の補助で、村とすればトンネル補助というようなことでございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 これは27ページ、地域おこし協力隊に関連してお聞きしたいのですが、今現在村内に5名かな。済みません、人数違っておりましたら謝りますが、これというのは、例えば田野畑村で20人でも30人でも頼めるという代物なのかどうか。施政方針の中にもまた地域おこし協力隊云々というくだりもあったような気がしますので、制限ありやなしや、もしあるとすればどれぐらいなのか。面倒なようであれば、予算委員会のほうでもいいですので。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。人数に制限はございません。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第11号 平成29年度田野畑村一般会計補正予算(第10号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第13、議案第12号 平成29年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 議案第12号 平成29年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、事業勘定は歳入歳出それぞれ2,205万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,345万7,000円、直営診療施設勘定は歳入歳出それぞれ457万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,022万1,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。歳入、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分ですが、療養給付費負担金として2,643万9,000円減額計上しております。

また、第5款県支出金、第2項県補助金、1目財政調整交付金、1節調整交付金ですが、財政調整交付金として1,212万9,000円を減額計上しております。

次ページをごらんください。第6款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、1節現年度分ですが、退職者医療費交付金として1,308万8,000円を減額計上しております。

第8款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金、1節保険財政共同安定化事業交付金ですが、保険財政共同安定化事業交付金として1,456万8,000円を追加計上しております。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、5節その他一般会計繰入金ですが、その他一般会計繰入金として1,000万円を追加計上しております。

8ページをごらんください。2の歳出ですが、第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金補助及び交付金ですが、保険財政共同安定化事業拠出金として1,165万3,000円を減額計上しております。

13ページをごらんください。直営診療施設勘定の歳入ですが、第1款診療収入、第1項外来収入、1目国保診療報酬収入、1節現年度分ですが、医科、歯科合わせて220万円減額計上しております。また、2目社保診療報酬収入、1節現年度分ですが、医科、歯科合わせて355万円減額計上しております。また、3目後期高齢者診療報酬収入、1節現年度分ですが、医科、歯科合わ

せて690万円減額計上しております。また、5目一部負担金収入、1節医療給付分現年度分ですが、医科、歯科合わせまして105万円減額計上しております。

また、第3款繰入金、第1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金ですが、医科、歯科合わせて赤字補填分繰入金として852万1,000円追加計上しております。

15ページをごらんください。第2款医業費、第1項医業費、3目医薬品衛生材料費、11節需用費ですが、医科医薬材料費として100万円減額計上、また13節委託料ですが、歯科、歯科技工委託料として100万円減額計上しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第12号 平成29年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第14、議案第13号 平成29年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 議案第13号 平成29年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ4,984万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,675万9,000円とするものでございます。

7ページをごらんください。歳入ですが、第5款諸収入、第1項雑入、1目雑入、1節雑入ですが、沼袋地区水道施設移設工事補償金として3,839万円減額計上しております。

第6款村債、第1項村債、1目簡易水道事業債、1節簡易水道事業債ですが、沼袋地区水道施

設移設事業債として1,120万円減額計上しております。

次ページをごらんください。歳出、第1款総務費、第2項施設整備費、1目簡易水道施設費、15節工事請負費ですが、沼袋地区水道施設移設工事費として4,950万6,000円減額計上しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第13号 平成29年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第15、議案第14号 平成29年度田野畑村介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 議案第14号 平成29年度田野畑村介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、保険事業勘定は歳入歳出それぞれ2,170万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億222万7,000円とし、介護サービス事業勘定は歳入歳出それぞれ12万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,242万4,000円とするものでございます。

6ページをごらんください。歳入、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節介護給付費負担金ですが、介護給付費負担金として316万3,000円減額計上しております。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節介護給付費交付

金ですが、介護給付費交付金として533万8,000円減額計上しております。

第5款県支出金、第1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節介護給付費負担金ですが、介護給付費負担金として303万円減額計上しております。

次のページをごらんください。下のほうの第11款村債、第1項財政安定化基金貸付金、1目財政安定化基金貸付金、1節財政安定化基金貸付金ですが、財政安定化基金貸付金500万円減額計上しております。

次のページをごらんください。3の歳出ですが、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、5目施設介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金ですが、施設介護サービス給付費として1,300万円減額計上しております。

10ページをごらんください。第2款保険給付費、第6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、19節負担金補助及び交付金ですが、特定入所者介護サービス費として220万円減額計上しております。

保険事業勘定の説明は以上です。

次に、介護サービス事業勘定ですが、12万円の少額補正ですので、説明を省かせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第14号 平成29年度田野畑村介護保険特別会計補正予算(第4号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第16、議案第15号 平成29年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【早野 円君】 議案第15号 平成29年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ42万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,742万3,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。歳入、第1款保険料、第1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、2節現年度分普通徴収保険料ですが、普通徴収保険料として168万5,000円追加計上しております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金ですが、保険基盤安定繰入金として137万4,000円減額計上しております。

次のページをごらんください。歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、14節使用料及び賃借料ですが、後期高齢者医療システム機器等使用料として14万1,000円減額計上しております。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金ですが、岩手県後期高齢者医療広域連合納付金として56万9,000円追加計上しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第15号 平成29年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第17、議案第16号 田野畑村製氷貯氷施設及び田野畑村魚市場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、8番、中村芳正君の退場を求めます。

〔8番 中村芳正君退席〕

○議長【工藤 求君】 提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木卓男君】 議案第16号 田野畑村製氷貯氷施設及び田野畑村魚市場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてご説明いたします。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地。施設の名称、田野畑村製氷貯氷施設、所在地、田野畑村島越104番地3。それからもう一つ、施設の名称、田野畑村魚市場、所在地、田野畑村島越104番地2。

2、指定管理者に指定する団体の名称及び住所。団体の名称、田野畑村漁業協同組合、代表者名、代表理事組合長、中村芳正。住所、岩手県下閉伊郡田野畑村島越104番地2。

3、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

理由でございますが、施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に田野畑村製氷貯氷施設及び田野畑村魚市場の管理を行わせようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 これは、前にも指定管理者が漁業協同組合でしたね。ということは、それを引き続き漁協ということですね。これからずっと指定管理者の議案が出てきますけれども、指定管理者で一番のデメリットというのは、契約期間ごとに指定管理者を変えるということであれば、ノウハウを積み上げていくことができないというのが指定管理者制度の一番のデメリットだと言われています。ずっと見ますと、これは契約が切れるからまた同じ人をお願いしているというので、これいいことですが、そういうノウハウを積み重ねるとというのが指定管理者制度においては一番のデメリットと言われているので、ぜひ今後とも今の方針で続けてやってほしいということ、これは要望にとどめます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 済みません、単純なる手続の問題で恐縮なのですが、ちょっとこれは余り、とかじゃないので教えてください。結局同じ指定管理者の議決を求めることについて、その提案理由の説明があるのとないのと、この違いを教えてください。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

(次のページにの声あり)

○7番【鈴木隆昭君】 ああ、こっちにあるのか。失礼しました。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第16号 田野畑村製氷貯水施設及び田野畑村魚市場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

8番、中村芳正君の入場を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩(午後 3時10分)

再開(午後 3時11分)

[8番 中村芳正君復席]

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第17号～議案第39号の一括上程、説明、委員会付託

○議長【工藤 求君】 お諮りいたします。

日程第18、議案第17号 田野畑村堆肥処理施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、日程第19、議案第18号 机浜番屋群施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、日程第20、議案第19号 田野畑村高齢者グループホーム、田野畑村デイサービスセンター及び田野畑村訪問介護ステーションの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、日程第21、議案第20号 田野畑村観光船発着施設及び田野畑村観光交流物産施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、日程第22、議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第23、議案第22号 田野畑村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、日程第24、議案第23号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第25、議案第24号 国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第26、議案第25号 田野畑村国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例、日程第27、議案第26号 田野畑村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す

る条例、日程第28、議案第27号 田野畑村介護保険条例の一部を改正する条例、日程第29、議案第28号 田野畑村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、日程第30、議案第29号 田野畑村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、日程第31、議案第30号 田野畑村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第32、議案第31号 田野畑村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、日程第33、議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて、日程第34、議案第33号 平成30年度田野畑村一般会計予算、日程第35、議案第34号 平成30年度田野畑村国民健康保険特別会計予算、日程第36、議案第35号 平成30年度田野畑村簡易水道特別会計予算、日程第37、議案第36号 平成30年度田野畑村集落排水特別会計予算、日程第38、議案第37号 平成30年度田野畑村下水道特別会計予算、日程第39、議案第38号 平成30年度田野畑村介護保険特別会計予算、日程第40、議案第39号 平成30年度田野畑村後期高齢者医療特別会計予算、以上23議案は相互に関連がありますので、一括議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

したがって、日程第18から日程第40までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第18、議案第17号から日程第40、議案第39号までの23議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

休憩 (午後 3時16分)

再開 (午後 3時16分)

○議長【工藤 求君】 再開します。

石原村長。

〔村長 石原 弘君登壇〕

○村長【石原 弘君】 平成30年度当初予算案の提案理由について。

平成30年度の一般会計予算案、各特別会計予算案及び各関係条例改正案等を一括して上程しましたが、その理由について説明します。

議員全員協議会にお配りしました平成30年度予算に関する説明資料の1ページをお開き願います。平成30年度の予算の概要でございますが、一般会計の予算総額は41億9,414万9,000円で、前

年対比22%の減となっています。主な要因は、復興交付金事業など震災関連経費の減によるものでございます。

次に、国保会計でございますが、事業勘定の予算総額は6億5,107万円で、対前年度6.8%の減となっています。主な原因は、制度改正に伴う国保財政共同安定化事業の廃止等によるものでございます。直診勘定の予算総額は1億2,936万8,000円で、対前年度2.1%の減となっています。主な理由は、医療費、衛生材料費等の減によるものでございます。

次に、簡易水道でございますが、予算総額は3億2,106万7,000円で、対前年度68.3%の増となっています。主な原因は、机及び田野畑地区の簡易水道等施設整備事業の増によるものでございます。

次に、集落排水会計でございますが、予算総額は6,025万9,000円で、対前年度17.4%の増となっています。主な要因は、漁業集落排水施設台帳整備事業の実施によるものでございます。

次に、下水道会計でございますが、予算総額は2,690万2,000円で、対前年度17.1%の減となっています。主な原因は、起債償還金の減によるものでございます。

次に、介護保険会計でございますが、事業勘定の予算総額は4億9,654万円で、対前年度3.8%の減となっています。主な要因は、介護保険給付費の減によるものでございます。サービス勘定の予算総額は1,240万5,000円で、対前年度1.1%の減になっています。主な要因は、介護予防支援事業費の減によるものでございます。

最後に、後期高齢者医療会計でございますが、予算総額は3,673万円で、対前年度0.3%の減となっています。主な要因は、電算機器使用料の減によるものでございます。

以上、平成30年度一般会計、各特別会計予算の総額は69億2,849万円で、対前年度15.9%の減となったところであります。

なお、各条例改正案等につきましては、お配りしております議案、条例案概要のとおりでございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長【工藤 求君】 お諮りします。

以上23議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

したがって、日程第18、議案第17号から日程第40、議案第39号までの23議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

なお、委員長、副委員長の互選のための予算特別委員会を本会議終了後、直ちに当本会議場に招集いたしますので、ご参集願います。

◎散会の宣告

○議長【工藤 求君】 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

(午後 3時22分)